国の農政改革への対応は

集落営農組織の立ち上げや加入をすすめる

畑山　親弘
（市政・社民クラブ）

議員　農業が滅びれば国滅びると言われる。政府の農政改革は、日本の農業、農村を崩壊させる要素を含んでいると考える。これまでも国の農政に農家は振り回され、猫の目行政の中に置かれてきた。生産調整の見直し案は、やがて制度を廃止するものだが、農業収入の増や農家のやる気は見込めるのか。また、農村は持続可能な社会を構築できるのか。

市長　政府が示した米生産調整制度の廃止により、農業が大きく影響を受けるのではないかと危惧しています。中小零細農家を保護する仕組みも示されていますが、新たな問題の発生も考えられます。当面、集落営農組織のない地域では組織立ち上げを支援し、中小零細農家に対し組織への加入をすすめます。しかし、新制度の細部は決定されていないため、情報収集に努め適切に対応します。

議員　学校給食での十和田市産農産物等の使用状況が、平成二十四年度は全体の九・二九％と極めて少ない。この原因は。

教育部長　野菜は価格面と量のほか、ある程度加工されたものが必要なこと、肉類は必要量を加工し納入できる業者がないことが原因です。

議員　契約栽培や冷凍、冷蔵施設を活用すれば、地元産を一定量提供できるので、農家の意欲にもつながるのでは。

教育部長　できるだけ地元産を使うよう努めており、献立の工夫や食材購入方法を検討し、より安全な給食の提供に努めます。

議員　セーフコミュニティの図柄を入れたご当地ナンバープレートを導入する考えは。

企画財政部長　来年度の市制施行十周年を機に導入を検討します。デザインはセーフコミュニティのマークも含め観光資源やアート等、当市にふさわしいものにしたいと考えています。

ご当地ナンバープレートでＰＲを

いじめ防止対策推進法　市の対応は

実情に応じ、基本方針を策定

杉山　道夫
（市政・社民クラブ）

議員　いじめ防止対策推進法（以下、いじめ防止法と記載）が、今年六月に成立し、九月から施行された。これは平成二十三年十月、滋賀県大津市の中学生が飛び降り自殺したことに端を発し、学校や教育委員会で調査事実の説明や公表する際の隠蔽が明らかになり、国民の大きな批判を受けたことから、国会でも議論になり、与野党六党の共同提出で成立したものである。いじめ防止法第十二条に、市町村はいじめ防止の基本的方針を定めるよう努めるとあるが、その対応は。

市長　国や県の基本方針を参考に、市の実情に応じた基本方針を定める考えです。

議員　第十四条に、条例でいじめ問題対策連絡協議会を設置できるとあるが、設置する考えは。

総務部長　設置は努力義務ですが、設置したいと考えています。

議員　第十六条に、市や学校は相談体制を整えるとき、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利、その他の権利が擁護されるよう配慮するとある。その他の権利とは、子供の権利条約に定める諸権利と考えていいか。

教育長　子供の権利条約に定める権利と考えています。

議員　第二十三条に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察と連携して対処するとある。これについて、誰が判断し、その判断基準は何か。

教育長　各学校に基本方針に基づく組織を置くことになり、そこでの判断になります。また、刑法を判断基準とします。

議員　第二十五条に、いじめを行っている児童等に、教育上必要があると認めるときは懲戒を加えるものとするとある。義務的とも受け取られ、厳罰主義の心配はないか。

教育長　教育上懲戒をしたほうがその児童等のためになると判断した場合で、必ず懲戒するという考えではありません。

実効性のある取り組みが求められている